

令和5年度第1回八千代市個人情報保護制度運営審議会会議録

日 時	令和5年7月5日（水） 午前10時00分～午前11時20分
場 所	八千代市役所4階 第1委員会室
議 題	1 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例等の整備 状況について（報告） 2 個人情報保護制度の運用状況について（報告） 3 個人情報の漏えい事案について（報告）
出席委員	伊藤会長、三木委員、栗根委員、大段委員、大塚委員、 多田委員、中山委員、三橋委員
出席職員	中央消防署 菅野署長、東消防士長 八千代台東南公民館 椎名館長、川村主任主事 健康づくり課 横田副主幹 納税課 佐藤主幹
出席事務局職員	法務課 山本課長、石川主幹、高根主査補、伊藤主査補
公開又は非公開の別	公開
傍聴人数	0人（定員3人）

○伊藤議長 本日の出席委員は8名となっております。委員数の過半数に達しておりますので、これより令和5年度第1回個人情報保護制度運営審議会を開会いたします。

本日の会議はお手元の次第に沿って進めますので、御了承いただきたいと思います。

初めに、議題1「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例等の整備状況について」の報告を議題とします。

事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○石川法務課主幹 それでは議題1、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例等の整備状況について報告させていただきます。

本年4月から、八千代市個人情報保護法施行条例及び八千代市情報公開・個人情報保護審査会条例が施行されていますが、昨年度、条例の整備に当たり御審議いただいた後の条例等の整備状況について報告させていただきます。

初めに、八千代市個人情報保護法施行条例について説明いたします。資料、議題1の1ページを御覧ください。

本条例は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、改正法で許容される範囲の中で、議会を除く八千代市の機関において必要な事項を定めたものとなります。

第3条は、個人情報取扱事務登録簿に関する規定となります。

昨年の本審議会からの答申に基づき、取り扱う個人情報の本人の数が1,000人未満であることにより改正法で定める個人情報ファイル簿の作成・公表対象とならないことに対応するため、旧条例と同様の規定をいたしました。なお、公表につきましては、現在、市のホームページにおいても公表しております。

2ページを御覧ください。

第4条は、開示請求に係る費用負担に関する規定となります。

手数料は無料とし、写しの交付に係るコピー代等を請求者の実費負担としていた運用を維持した規定としました。

第5条及び第6条は、開示決定等の期限に関する規定となります。

期限につきまして、改正法では開示請求があった日から30日以内となっているところを14日とし、期間の延長等についても従来どおりの運用を維持した規定としました。

3ページを御覧ください。

第7条及び第8条は、本審議会に関する規定となります。

条例改正等その他の重要な事項を検討する場合等の際の諮問機関として定めております。

続きまして、八千代市情報公開・個人情報保護審査会条例について説明いたします。
ページが飛びますが、97ページを御覧ください。

本条例は、旧条例の規定により、開示決定等に対する審査請求があった場合の諮問機関として設置されていた個人情報保護審査会について、審査会の合理的・効率的な運営の観点から、同じく開示決定等に対する審査請求があった場合の諮問機関として設置されていた情報公開審査会と統合し、新たな審査会として設置するため、所要の規定をしております。

次に、答申において付言のありました2点について説明させていただきます。

133ページからの昨年の本審議会答申を御覧ください。付言については、139ページとなります。

1点目の「(1) 審議会の在り方」についてですが、改正法においては、本審議会がこれまで行ってきた要配慮個人情報の収集等制限やオンライン結合の制限について諮問をすることは許容されないことから、本市の法施行条例においても、現在は手数料や条例要配慮個人情報の設定に関する条例改正などの重要な事項を検討する場合に諮問することができる規定となっています。

なお、近隣自治体に今年度以降の審議会開催予定について聞いたところ、定期的な開催はしない自治体がほとんどであり、また開催しても年1回の報告のみの予定であるとの回答でした。

改正法が施行されて間もなく、近隣自治体でも動きがないことから、基本的に年1回の開催とし、近隣自治体の動向を確認しつつ、今後も審議会の在り方について検討をしていきたいと考えております。

2点目の「(2) 委託における安全管理措置」につきましては、ページを戻りまして、123ページからの「八千代市長が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」を御覧ください。

本指針においては、改正法第66条第1項の規定に基づき、安全管理措置全般を定めており、126、127ページの「9 個人情報の取扱いの委託」において、委託における安全管理措置を定めております。

当該規定に基づき、各部署が委託契約を行う際には、131ページの「個人情報の取扱いの委託に係るチェックリスト」を作成し、法務課へ提出させ、適正に努めるよう運用することとしております。

また、指針の「9の(3)」においては、「委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等を考慮し、必要に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情

報の管理の状況について、原則として実地検査により確認する。」と、委託の検査について規定しております。具体的な基準等は、現在検討しているところですが、本年度中に定め、実施していきたいと考えております。

議題1に関する報告は以上となります。よろしく申し上げます。

○伊藤議長 御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

○三木委員 御説明ありがとうございました。

1点目は、123ページ「八千代市長が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」が、「八千代市長が保有する」となっているので、市長部局以外の機関の対応状況について可能であればお聞きしたいと思います。

2点目は、審議会の開催をする必要性が大分少なくなるということはそのとおりだと思うんですけども、頂いた資料を拝見すると、52ページから53ページにかけて、個人情報の目的外利用及び提供の制限のところ、内部で目的外利用・提供が発生した場合に、どのような手順で行うのかということと、どのような目的外利用・提供を行ったのかについては総合窓口、こちらの事務局に集約されるということなので、定期開催をされる際にこの辺の御報告を頂きたいというところを考えまして、これは質問というよりも意見です。

3点目は、委託についてのチェックリストを作っていたのは非常に良いと思うのですが、御検討いただきたいと思うのが、想定として、単に個人情報の処理を委託するだけではない委託が結構自治体との関係で発生していると考えていて、自治体と契約するNPO側の個人情報保護体制の整備もチェックしているんですけど、その場合、個人情報をこのとおり処理してくださいというよりも、例えば相談支援に係る業務について、NPO側が主体的に個人情報を収集していて実際には保有しているんだけど、業務そのものは自治体側が担当している場合って、個人情報の保有主体が誰なのかってところが結構曖昧なままやっていて、その結果、自治体側に個人情報を提供するとき、その提供が一体、NPO側として第三者提供なのか、民間の場合は共同利用という方法があるんですが、共同利用の範疇なのか、委託側が本来の所有者なので、NPOとしては委託に伴う提供だから問題ないとするのかが結構難しかったりするんですね。

委託について、当面は個人情報の処理を委託するということで結構ですが、実際としては、やはり民間側も個人情報保護法の適用を受けてそれを遵守しなければならないということにはなるので、指定管理のようなものや地域包括支援センターみたいなものを公設民営にするとか、本来の行政サービスの一部を民間に委託するみたいな場

面があると、結構そこが曖昧になってしまうというところもあるので、実際の八千代市の中での民間委託において単純に処理じゃない場合がもしあるとすれば、その辺も少し検討が必要という問題意識を持っていただけると良いかなという、これも意見です。以上です。

○伊藤議長 御質問が1件、御意見が2件なのですが、まず御質問に関して回答可能でしょうか。

○石川法務課主幹 指針の関係になりますが、他の機関、例えば教育委員会ですとか、そちらについても基本的にはこれに基づくようなものを直接作ってはいないのですが、起案等で「これに準ずる」という形でやっております。内容的には、これに基づいて基本的にはやっていただくということで周知しております。

○三木委員 この対応についてというのは、管理体制などを行動化するみたいな側面もあるので、準ずる場合もそれぞれの機関において、管理体制の構築などを具体的にさせていただく必要があるということだと思っんですね。特に、教育委員会というのはこれからデジタル化対応なので、意外と個人情報の取扱いのフローが変わったりとか、やっぱりセキュリティリスクが少し従来とは異なる状況になったりするので、管理体制がしっかりしているということとか、それを実行する体制にあるということについては、準ずる以上に、もうちょっと内部で体制整備をしていただく必要があるかと思うので、準ずることによってどのような実施状況になっているのかとか管理体制になっているのかということまで、ちょっと確認をしていただけるとよろしいのではないかと思います。これはお願いします。

○石川法務課主幹 他の機関につきましても、全部任せているわけではなくて基本的にはこちらのほうで統制を取って、例えば運用状況ですとか、そういったものについてもこちらで取りまとめをしていこうと考えております。

○伊藤議長 個人情報保護の最終責任者は多分市長かもしれないけれども、例えば議会なんかについては、そのまま市長の責任にできるかというところと難しいところじゃないですか。恐らく教育委員会も同じような話が出てくるかもしれないんですけども、その辺の責任体制と実際誰が何をするのか、特に「準ずる」という場合には、その主体がはっきりしないことがあるんですけど、その点を三木委員は懸念されていると思うんですけど。そういった部分を含めて体制の構築という、誰が何をするというところをはっきりしていただきたいということだと思います。

○石川法務課主幹 最終的な責任ということになりますと、当然各機関の長が取るべきと考えておりますが、相談等についてはこちらのほうで日々受けていますので、全

体的な統制といますか、そういったことについてはうちのほうでやっていきたいと考えております。

○伊藤議長 指揮命令系統の問題として、市長が議会を縛れますかという、そうはいかないわけでしょう。そうすると「準ずる」というからには議会のほうの同意が必要になってきますし、それぞれの機関が「準ずることにしましょう。」という文書が必要になりますよね。それがあるといえることですか。

○石川法務課主幹 例えば議会につきましては、法に基づかない条例を単独で作っていますので、そちらのほうで全く同じものを作っているという認識です。

○伊藤議長 そこは情報を掴んでいるということによろしいですか。

○石川法務課主幹 そうですね。

○伊藤議長 それ以外の機関は。

○石川法務課主幹 それ以外の機関につきましては、同じく法に基づいておりますので、これと同様の規定で、基本的には一語一句変わらないような形で運用をさせていただいていると考えております。

○伊藤議長 指針を自分たちで使いますというような、自分たちによる承認を機関はなさっているのでしょうか。

○石川法務課主幹 当然、法の施行に伴って手続をするよう各機関に伝えておりますので、直接同じものを作っているわけではないのですが、「準ずる」という形で、起案等で対応しているということです。

○伊藤議長 あと、2点目と3点目についてですね。目的外利用に関しての集約を報告してもらえないだろうかという話と、チェックリストに関しての話ですが。

○石川法務課主幹 まず2点目の目的外利用について、議題1-52ページにその件がありますが、これにつきましても各機関で責任を持ってやっていただいているところですが、実際どこに目的外利用・外部提供をしたかについて最終的に取りまとめをして、先ほど報告という話がありましたので、そのように検討させていただきたいと思います。

3点目のチェックリストの話ですが、市から保有個人情報を提供する場合でなくても、委託先のほうで全部収集等する場合の話ということで、その辺につきましても、昨年度までの状況ですとその認識ができていない部署が実際ありまして、「個人情報を提供していないので個人情報を取り扱っていないのではないか。」という話がありました。そういった問合せがありましたので、それはうちのほうから、個人情報を提供していなくても委託の個人情報の取扱いに当たるということで、チェックリスト

でチェックしていただいて、先ほど検査の話をさせていただきましたが、原則として実地検査をすることになっていきますので、その辺についてもやっていきたいと考えております。

○三木委員 この問題は法律の適用関係で考えると、どこが保有主体なのかみたいなところが、実際に委託先がしなきゃいけないのか、どこまでやらなきゃいけないのかっていうのが関わってくる問題だと思うんですね。

例えばで言うと、法律に基づくものと全然違いますが、国民健康保険のレセプト審査って国保連合会に全部委託しているんですよね。だから実際の情報って国保連合会にレセプトデータは全部あるけど、自治体から委託を受けてやっているので、そのレセプトデータは、本人が開示請求を国保連合会にしても請求の対象にならなくて、各自治体に請求するような体制になるんですよね。これは明らかに、自治体をバイパスして直接国保連合会にレセプトが送られて、それを例えば八千代市分だったら八千代市が自分たちの端末から自分たちの領域だけアクセスができて取得もできる形だったとしても、契約関係からすると結局、市の情報なので開示請求は国保連合会では受けられないというような整理になっているんですよね。

これは法律に基づいて委託が行われているので関係がはっきりしていると思うんですけども、例えば地域包括支援センターが相談支援業務を外部委託しているとなると、そもそも主体的に業務自体を外部団体が行っていて、保有主体が一体どこかみたいなことによってNPOや外部団体がどこまで何をしなければいけないのかというのが、いまいち整理がされていないで実際の契約が動いている感じなんですね。そうすると、外部に委託したところで、実際そこが行っている業務に派生をして、例えば、市から委託をする形になりましたという場合も現にあって、そうなったときに情報を市と共有する場合も第三者提供なのか、委託業務に伴うので保有主体は本来市なので外部提供ではないですよって話になるのかで、全然意味が変わってしまうところがあるんですね。そうすると団体側も、個人情報を取得する場面で何の同意を求めるといったのが実は変わってきて結構厄介なんですよ。

今、体制整理のお手伝いをしていて、そういう厄介な場面に遭遇している状態なんですよ。すぐに答えが欲しいという話ではなくて、法律対応となったときに、契約相手先と契約をした市側の個人情報のやり取りについては、一旦クリアにさせていただいたほうが、必要な情報を市も共有できるし、団体側としてもどこまで法律上やらなければならないものとして自分がやるのかというのがはっきりするので、割と管理がしやすくなるというところがあるように思います。

個人情報を実際に業務の中で取り扱うので、委託をするときに相手側の安全管理体制をチェックするとか基本的なことは非常に重要ですけど、そこで発生した個人情報の保有主体が一体どこになるのかということによって、相手方がやるべきことが変わってくるということがあるので、ちょっと問題意識として持っていて。実際に、個人情報の当事者にとってみれば、市から委託を受けているとかあまり関係なくて、その委託を受けた団体の側を見ているわけですね。だけど、実際には委託契約をしているので、全部こっちが市のほうへ行くという話になると、本人からすると見え方が変わってしまって「知らなかった。」って話になってくるので、御本人から見て、目の前の人ではない人が実際の運用主体で「そこに行くんですよ。」という前提なのか、それともそこで止まる話で、そこから市に行くのは例外的な場合という話なのか、そこは大きな違いがあって、契約者同士の間っていうのも、本人から見たときにやはり制度が分かりにくいというのが発生しやすいかなとも思うので、そこは課題として考えて、必要であれば整理をしていただきたいなと思います。

○伊藤議長 この問題が発生し得る場合に、自治体側と委託先との間で、契約に基づいて事業に伴って発生する個人情報保有主体をどちらかに決めてしまえば、ある程度問題は解決するんですか。

○三木委員 ある程度解決はするとは思うんですよね。幾つか関わっている中で、体制整理を要求されるのは特殊ケースが多いんですが、委託契約を改めていて、個人情報の安全管理とか、もちろん契約内容や特記事項も書かれていて漏えい対策はばっちりされているんですけども、個人情報の共有をするに当たってそれが第三者提供なのか外部提供なのか、個人情報保護法だと民間事業者の場合は共同利用というのも一つの方法としてあるので共同利用なのか、それとも元々自治体の情報なので自治体側の持っているべき情報を一時的に預かって管理する状態で渡しているだけなのかというのは、全く両者の認識がない状態で、言われたら名簿を出すみたいなことをしていたりするんですよね。

個人情報保護法が一元的なものになって、監督主体が個人情報保護委員会になったというのは自治体にとっては割と大きな変化なので、いろいろなことを整備しなくてはいけなくなったんだけど、そこがいまいちはっきりしない状態で来たので、どこが保有主体なのかという整理から始めることにはなっているんですよね。民間に委託すること自体が悪いというよりも、お互いの責任体制とか管理体制の責任主体とか権利交渉の対象はどこにあるのかが曖昧になるので、それは法律の趣旨からすると良くないことなので、どこが一義的な責任主体というのを決めないと整理がつかないとい

うのが起こっていますね。

○伊藤議長 ありがとうございます。その他、御意見等ございますか。

(発言する者なし)

○伊藤議長 では、議題1に関しては終了いたしまして、議題2に入ります。「個人情報保護制度の運用状況について」の報告を事務局からお願いします。

○石川法務課主幹 議題2、個人情報保護制度の運用状況について報告いたします。昨年度の審議会において、令和3年度の報告をしておりませんので、令和3年度と4年度を合わせて報告させていただきます。

ホチキス止めの資料、議題2の1ページの表①「個人情報取扱事務の登録状況」を御覧ください。

令和3年度においては、新規が20件、廃止が3件で、合わせて669件、令和4年度においては、新規が32件、廃止が38件で、合わせて663件の登録となりました。また、市の機関ごとの内訳は、表に記載のとおりです。

続きまして、2ページの表②③「自己情報開示請求の処理状況」を御覧ください。

令和3年度においては、請求が39件で、取下げを除いた開示決定件数は39件、令和4年度においては、請求が24件で、取下げを除いた開示決定件数は29件で、市の機関ごとの内訳は、表に記載のとおりです。

なお、両年度とも、自己情報に関する訂正、削除、中止の請求はありませんでした。

続きまして、3ページの表④⑤を御覧ください。

先ほど申し上げた2ページの表②③「自己情報開示請求の処理状況」における不開示事由の内訳となっております。

両年度とも、不開示はありませんでしたが、表②③の部分開示13件のうち、条例第15条第2号の第三者の個人情報が含まれるものが11件と最も多い事由となっております。

また、4ページ以降の表⑥「個人情報保護制度の実施状況」におきまして、先ほどからの自己情報開示請求の一覧を参考にお示ししております。

なお、資料にはありませんが、令和3・4年度においては、開示決定に対する審査請求はありませんでした。

議題2に関する報告は以上となります。

○伊藤議長 ただいまの報告に関しまして、御質問、御意見等ありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○伊藤議長 議題2についてはこれで終了といたします。

議題3に入ります。「個人情報の漏えい事案について」の報告を議題といたします。お手元の資料、議題3のNo.1から4まで、各部署担当者が順番に報告して質疑という流れで進んでまいります。まず、No.1の消防本部中央消防署から報告をお願いします。

○菅野中央消防署長 事案の報告は担当者のほうからさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○東中央消防署消防士長 傷病者収容証の紛失について報告させていただきます。

発生部署は消防本部中央消防署。

発生日は令和4年4月14日。

概要といたしましては、中央消防署の救急隊が救急出場した際に、搬送した医療機関から受領した「傷病者収容証」を紛失したものとなります。

判明した経緯といたしまして、医療機関からの帰署後に隊員が携行品を確認したところ、紛失が判明したものとなります。

漏えいした個人情報の概要といたしましては、傷病者の住所・氏名・生年月日・年齢・性別・電話番号・傷病名・傷病程度が漏えいしたものとなります。

漏えいした個人情報の件数としては1件となります。

発生原因として、まず環境要因として、傷病者収容証の管理業務フローが不適切であったことが考えられます。その内容といたしましては、①書類の保管場所が徹底されておらず不明確であった、②書類の複数人での確認体制が確立できていなかったことが考えられます。また人的要因としては、個人情報を扱う自覚が欠如していたことが考えられます。

発生時の対応といたしましては、救急車内、消防署内、搬送先医療機関を捜索しても発見に至りませんでした。患者は入院中のため、御家族に書類が紛失した旨を報告しました。

講じた再発防止策としまして、まず、(1)傷病者収容証管理業務フローの作成をいたしました。その内容といたしましては、①保管場所・保管方法の明確化ということで、実際に傷病者収容証を医療機関から受領した際に、2人以上でファスナー付きの管理ファイルを保管。また、署に戻った後にも、個人情報専用ロッカーに収納し保管するといった保管方法の明確化を図りました。また、必ず2人以上で確認するという②複数人確認体制の確立も行いました。

二つ目といたしまして、(2)個人情報の取扱いに関する啓発としまして、①傷病者収

容証管理業務フローの周知徹底ということで、課内回覧をし、職員に対し周知徹底を行いました。また、定期的に②インシデント研修会の実施を行い、個人情報の取扱いに関する教育を実施しております。

以上、報告となります。

○伊藤議長 ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いします。

○中山委員 救急車の中に書類の保管場所を作るとお聞きしたんですけど、いろいろな書類があると思うんですが、書類ごとにに入れる箱を分けるのか、要するに一つの箱に書類を入れるのか、普通ですと大体バインダーに挟んで持って行って事務所に帰ってからどこかに束ねると思いますが、具体的な保管方法を教えていただけると。

○伊藤議長 御説明をお願いしていいですか。

○東中央消防署消防士長 救急車内では、各書類がファイルごとにファイリングされておりまして、傷病者収容証に関しても「傷病者収容証個人ファイル」というファスナー付きのものを用意して、そちらを運転席シートバックポケットへ収納する形で明確化するようにしました。その他のファイルも、ボックス等で分けてテプラでタイトルを付けて分かるようにしています。

○三木委員 今の質問とも関連するかと思うんですけど、実際に救急要請があって出動されて搬送する、または搬送に至らなかったことも含めて、出動したときの記録をいろいろ付けたりすると思うんですよね。傷病者収容証以外にも個人情報が入っていて、これが今まで別々に管理されて扱われていたということなんですか。

○東中央消防署消防士長 今までは、一つの決裁板等で一まとめにして保管等を行っていたのですが、今回ファスナー付きのものに変えて全員が周知できるようなものに全て保管することによって漏えい事案をなくすという形でやっております。

○三木委員 そうすると、保管場所というのは傷病者収容証のみを保管するんですか。それとも出動に当たって発生した個人情報を、みんなそこに保管しているんですか。

○東中央消防署消防士長 発生している書類は、全てそちらのファイルに保管している形になります。

○三木委員 恐らく分散させると、それも結構リスクかと思うので、傷病者収容証だけを保管する形も、またミスが起りやすいかなと思ったので質問させていただきました。ありがとうございます。

○伊藤議長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○伊藤議長 では、事案 No. 1 に関する報告を終了したいと思います。ありがとうございました。

では、事案 No. 2 の教育委員会八千代台東公民館、報告をお願いします。

○椎名八千代台東公民館長 経緯といたしましては、令和4年6月23日の午後に、職員が公民館利用団体の定例会の連絡に関して、会員24名への一斉メール送信を行った際に、他の送信先メールアドレスが表示されないようにするBcc設定をせずに、他の送信先メールアドレスが表示されるTo設定としたことにより、会員の氏名とメールアドレスが送信先の関係者間で閲覧できる状態になりました。

受信者からの連絡を受けて、翌日24日の朝に事案発生が判明したといった経緯となっております。

事案発生後の対応といたしましては、判明しました6月24日午前中に、公民館の職員が電話等によって情報が漏えいした利用者に対し、経緯を説明し謝罪しました。

また、発生原因につきましては、メールを一斉送信する際に、宛先のメールアドレスや宛先の形式等について、複数職員による確認体制が確立されていなかったことにより発生したものです。現在は、メールの宛先の形式等について複数人による確認を徹底し再発防止に努めております。

以上です。

○伊藤議長 ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いします。

○大塚委員 私も職場が学校なのでサークルがたくさんあるんですが、厳密な方法から簡単な方法までいろいろある中で、簡単な方法ですとメーリングリストを作ることでも最悪の事態を防げるのかなと思います。もちろん、厳密な形でお考えになるようでしたら、メール専用の配信システムを使う等も考えられるかと思いますが、あとはまた必要があれば言っていただければと思います。

○中山委員 今の話と関連するんですけども、個別のメールアドレス24人に送るというのは、チェックのときに、BccとToは隣だから結構間違えちゃうんですね。定例的に送るのであれば、メーリングリスト化すれば絶対漏れないわけですから御検討されたほうが良いかなと思います。受け取るほうでも、私どもも時々50人くらいアドレスが書いて送られてくることがあるんですね。やっぱり1個1個Bccを書こうとすると間違える可能性が多いと思うので、メーリングリスト化が私は良いかなと思います。

○三木委員 Bccで、20人とかそれなりの人数の外部の人に一斉送信するような

ことって、どれくらいありますか。

○**椎名八千代台東南公民館長** 今回、昨年の時点では、実はコロナ禍の関係もあって初めてメールでの配信というのを試みた矢先ではあったんですね。4月くらいから情報提供をさせていただいていて、6月に発生してしまったんですけども。年に5回から10回です。

○**川村八千代台東南公民館主任主事** 送る内容としましては、利用者様の団体の会合の案内であったりとか、コロナの関係で公民館の利用方法について変わったことの御案内を送ったりしました。あとは、災害や停電等、施設の関係で御利用ができないときに今まで電話や掲示物で案内していたところを、利用者様へメールでも情報をすぐに配信できるようにということで、御希望の方についてはメールアドレスを御登録していただく形で募集しました。なので、回数としては10回行かないくらいかと思います。

○**三木委員** メーリングリストだと登録されている人が返信できてしまうので、要らないメールが来るとかそういうのがあって使い方次第なところもあると思います。私の場合だとBccで送るということがなくて、基本的には配信システムとか別の方法、アプリとかで情報共有することが多いんですが、時々しかBccとかで一斉送信しないと、結構緊張感を持ってやらないといけないという気持ちになる。そういう意味では、頻繁に起こっていることではないけど漏えいが起こってしまったってことは全員送る人が慣れていなかったっていう可能性があるのかなって気もするんですね。

何のソフトを使ってメールを送っているのかよく分かりませんが、例えば私が使っているメールソフトだと、送信操作をした後に、こっちが設定した時間が経ってから送られるようになっているので、「しまった。」と思ったときにはもう一回直して送り直すことができるようにあえてしているんですね。それは私たちが扱っているものっていろいろな御相談者の方の情報で、間違って送ると大変なことになるので慎重にやっているというところがありまして、メール配信システムのほうがアドインとかで追加をする等の対応ができるので、メールをそんなに頻繁に使うようではないということであればお考えいただいてもいいかもしれないです。

○**伊藤議長** 私からも確認したいんですが、Toのところには24人分のメールアドレスを並べて送ったという話ですよ。送った職員はそれで良いと思ったのかどうか。そこがこの報告からは見えないんですが、意識としてはどっちだったんですか。

○**椎名八千代台東南公民館長** そういう意識が希薄だったのかなという。

○**伊藤議長** そこを聞き取っていないの、もしかして。

○椎名八千代台東南公民館長 そうですね。本人としてはそこで問題だったという意識が低かったということです。聞き取っています。

○伊藤議長 そうすると、そもそもメールアドレスは個人情報というところから始めなきゃいけないわけで。

○椎名八千代台東南公民館長 はい。

○伊藤議長 システムだけを変えればいいというよりは、根本的な意識を持っていただく必要があるんだろうと思いますが。そうしないと、そもそも気付けないということがあると思いますので、事務フローなどに「なんでやるのか。」という注記をしていただいたほうが職員の方も納得しやすいのではないかなと思います。

○椎名八千代台東南公民館長 はい、分かりました。

○伊藤議長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○伊藤議長 では、事案 No. 2 に関する報告を終了したいと思います。ありがとうございました。

続いて事案 No. 3 の健康福祉部健康づくり課、報告をお願いします。

○横田健康づくり課副主幹 一斉メール送信による個人情報の漏えい事案の概要の報告となります。

発生部署は、健康福祉部健康づくり課。

判明日は、令和4年9月8日。翌日の9月9日に発覚いたしました。

概要といたしましては、委員会の外部委員11名のうち、所属部会ごとに7名と4名の委員に対して資料を一斉メール送信した際、宛先をBcc設定にしなければならなかったところ、誤ってTo設定で送信してしまったことにより、委員のメールアドレスが漏えいいたしました。

判明した経緯としましては、委員からの連絡により事案の発生が判明いたしました。

漏えいした個人情報と件数は、委員のメールアドレス11件になります。

発生原因といたしましては、メール送信に係る業務フローが不明確であった（複数人確認項目の不確立）ということと、メール送信時の宛先設定方法が職員に十分に周知されていなかった（周知の不徹底）ということになっています。

発生時の対応といたしましては、事案が発生いたしました令和4年9月9日（金）に、健康づくり課職員がメール及び電話により情報が漏えいした委員に対し、経緯を説明し、謝罪を行った上、受信メールの削除を依頼いたしました。

講じた再発防止策といたしましては、メールによる通知業務フローの明確化（複数

人確認項目の確立) と、課内周知による注意喚起の徹底を行い、再発防止に努めております。

以上になります。

○伊藤議長 ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いします。

○中山委員 さっきの件と同じなんですけど、複数人で確認するとおっしゃいますけど、メールなんてしょっちゅう送るのに、その都度送るメールを二人で確認するものなんですかね。その都度確認をするのは現実的ではないかなと。仕事が遅くなって進まなくなるのではないかなと思うんですけど、本当にメールを送るたびに複数人で確認しているんですか。

○横田健康づくり課副主幹 外部に送るメールについては、必ず二人で宛先のメールアドレスと内容を確認し送るようにしております。そんなに件数がたくさんあるわけではないので。内部に送るものは結構あるんですけど、外部に送る件数というのはそんなに多くないので、その都度、必ず二人以上で確認するようにしています。

○中山委員 内部に送ろうと思って間違えて外部に送っちゃったら、直でメールが行ってしまうわけですね。

○横田健康づくり課副主幹 内部と外部は分かれていますので、そういうことはないと思うんですけど。

○石川法務課主幹 今ので一つ補足ですけども、外部メールと内部メールはシステムが違いますので、外部と内部を間違えるということはないと思います。

○大塚委員 今、外部のメールが違うってお話でしたけど、この場合、上司が承認しないとメールを送れないという形のものなんですか。

○石川法務課主幹 上司が承認しないと送れないというシステムにはなっていないので、発信の作業をした職員がそのまま送信できるようなシステムになっております。ですので、上司のチェックというのは入らないような形です。

○大塚委員 本学ですと、上司ではないですが、専門部門で承認してメールを送信するような形になっています。学生、生徒についてはですね。その辺はメール配信システムの話もありまして、いろいろ便利なものがあるかと思っておりますので、システム系の会社に聞くとたくさんラインナップがあるんじゃないかなと思います。

○三木委員 さっき事務局から御説明いただいたのって、ネットワークが違うっていう意味で良いですか。内部のL G W A Nみたいなネットワークとインターネット回線のネットワークはそもそも分かれていて、外部のメールは内部のネットワークからは

送れないので、間違いはないっていう理解で良いですかね。

○石川法務課主幹 そういうことになります。

○三木委員 分かりました。ありがとうございます。

○中山委員 あまり詳しくないんですが、内部に送るメールと外部に送るメールって、例えばメールのメーラーというのは決まっていると思いますけど、それにそういう制限って掛けられるんですか。具体的には、どんなメーラーを使っているのか。外部と内部を分けるメールなんて見たことないんですが。

○伊藤議長 プログラムそのものが多分違うんですよ。

○三木委員 ネットワークが違うので、インターネット回線と内部のネットワークが別のものなんです。だから、外部のネットワークを使わないと外の人にはメールを送れなくて、内部のネットワークは内部のメールしか送れないんです。なので、メールソフトではなくネットワークが別のものですっていう、そういう話です。

○伊藤議長 どこから分かれるんですか。ブラウザから違うんですか。

○石川法務課主幹 三木委員がおっしゃったとおりで、ごく最近までは機械そのものが違って、内部のネットワークと外部のネットワークとパソコン自体を切り替えていたんですが、現在は一緒になって同じパソコンですが、内部と外部のネットワークは切り分けてあって、内部から直接外部に送れないようなシステムになっておりますので、外部と内部は簡単に行き来できないような形になっております。

○三木委員 コロナ禍で、オンライン会議を外部としようとしたときに各自治体が大騒動になったっていう。そうやって情報セキュリティ上の要件が総務省のほうでそうになっているっていうのがありますよね。

○伊藤議長 そこは心配ないそうです。その他ございますか。

(発言する者なし)

○伊藤議長 では、事案 No. 3 に関する報告を終了したいと思います。ありがとうございました。

事案No. 4 の財務部納税課、報告をお願いします。

○佐藤納税課主幹 事案ですが、納付書送付の際の事務処理誤りによる個人情報の漏えいになります。

発生部署は財務部納税課。

判明日又は発生日ですが、令和4年9月27日に発覚しております。

概要といたしましては、納税者Aから納付書の再送付を依頼された際、併せて別世帯・同住所の親族Bの納付書の再送付を依頼されたため、同一封筒にAとB、2名の

納付書を同封し郵送したことにより、個人情報が出たいたしました。

判明した経緯といたしましては、納税者Aからの問合せにより判明いたしました。

漏えいした個人情報の概要ですが、未納税目、税額、住所及び氏名となっております。

漏えいした個人情報の件数は、納付書1枚、1件となっております。

発生した原因ですが、今までは住民基本台帳上で同一住所を確認できれば、複数名義の郵送物を一つの封筒で送っていたということがあります。

発生時の対応といたしましては、A宅へ職員2名が訪問しまして、作成したお詫びの文書をAへお渡ししまして、送付した納付書については必要となるものですので、回収はせず謝罪を行いました。漏えいされたBへの謝罪は、Aから特に必要ないとのことでしたので、文書をもってお詫びをしたという形で終了しております。

再発防止策としましては、幾ら同住所の親族であっても、あくまでも個人は個人ですので、必ず名前ごとに封筒を分けて送るということを徹底するというようにいたしました。

以上となります。

○伊藤議長 ただいまの報告につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いします。

○三木委員 納税情報というのは、同一世帯であれ秘密に属するようなものではあると思うので、御本人が見せる分には良いと思うんですけど、通常の扱いとして納付書自体は同じ世帯であっても個人宛てに送っているという理解で良いですね。

○佐藤納税課主幹 通常の納税通知書については、課税課のほうからですが、当然一人ずつの封筒に入れて送っています。

○三木委員 それをベースに、税に関するお仕事の場合は、同じ住所であっても同一世帯であっても普通の納税通知書と同じように、もう一回是非徹底していただきたいと思いますので、今回対策をしたということですが、基本的には納税通知書と同じように扱っていただきたいので、よろしく願いいたします。

○多田委員 このような事例っていうのは、あまりないんじゃないでしょうか。例えば、A氏から再送付を依頼されて別世帯の方からも再送付を依頼されるっていうケース、今までこんなことありましたか。

○佐藤納税課主幹 別々に依頼を受けたというわけではなくて、A氏から、A氏本人の分と同住所で別世帯の親族B氏の分も一緒に送っていただきたいという依頼です。

○多田委員 分かりました。そういうケースってありますか。

○佐藤納税課主幹 例えば、御夫婦だったりとかお子さんの分とか、そういうようなことはあたりしますね。

○多田委員 分かりました。

○大段委員 確認になりますが、このケースに関しては理解しましたが、ほかに同じ名義人様でも2枚一緒に入れて送るケースというのがあるのかどうか確認をしたかったんですけども。

○佐藤納税課主幹 同一の人で2枚という形であれば一緒の封筒で送っております。

○大段委員 そういった複数枚になった場合に、それが他の人と間違える可能性というのがあるかなと思いましたが、その割合というのは結構あり得るものではないか。二人とかでチェックされているのかというのを確認したかったんですけども。

○佐藤納税課主幹 納税課ですので、税金の未納がたまっていることがあれば当然複数枚になるということにはございます。発送ですが、納税書を打ち出した職員が中身の確認をして封筒に入れ、別の職員がその封筒を再度確認して封緘をするというダブルチェックは行っております。

○中山委員 同じ世帯でしたら一つの封筒で良いんですけど、別世帯の人のものをA氏から依頼されたからといってもB氏の書類を送ってはいけないのではないかと思うんですけど、そのへんの考えはどうでしょう。

○佐藤納税課主幹 委員のおっしゃるとおりですが、今回のケースは、A氏から別世帯ですが住所が同じだったもので、そこを事務処理上の手続を誤りまして、一つの封筒に入れて送ってしまったということです。

○中山委員 B氏からは頼まれていないでA氏から頼まれただけで、どうしてB氏の書類を送っちゃうのかということですけど。

○佐藤納税課主幹 送付方法ではなくて、B氏から頼まれていないのに送付したこと自体がでしょうか。

○中山委員 B氏本人から依頼がないのに送るというのが、そもそも違っているんじゃないですか。

○伊藤議長 禁止はされていないのではないかと思うんですけどね。一緒の封筒に入っているのが問題で、別々の封筒に入っていれば。

○佐藤納税課主幹 A氏から口頭で、B氏の管理を頼まれているという形で。

○中山委員 それは委任状がないとおかしいですよ。

○佐藤納税課主幹 基本的に、本人の登録がある別住所に送る場合というのは一切やらないんですけど、送付先が本人の登録がある住所でしたので、依頼を受けて送ってし

まったというところがあるんですが……

○伊藤議長 A世帯とB世帯の関係というのは、今回の納税課の同一封筒で送付するという判断に影響を与えていますか。

○佐藤納税課主幹 親族という関係性です。

○伊藤議長 具体的には。

○佐藤納税課主幹 祖母になっています。

○伊藤議長 おばあさんは別世帯で一人暮らししていて、ほかにもう一つ世帯があると。

○佐藤納税課主幹 そうです。

○伊藤議長 孫から祖母のところに送ってほしいと依頼があったので、そのまま同一封筒で送ってしまったと。

○佐藤納税課主幹 はい。

○三木委員 問題なのは、本人以外にその情報をその場で提供する場合は、本人の委任状が必要とか厳格な本人確認をしていただきたいところですけど、今回は、本来であれば祖母宛てに郵便物を送れば、祖母以外は本当は開けてはいけないので、新たな個人情報の漏えいにはならなかったはずなのに、孫宛てにまとめて送っちゃったので、本来本人にしか届いてはいけない個人情報が、家族であれ第三者に明らかになってしまったことを問題とされているということですかね。

○佐藤納税課主幹 はい。

○伊藤議長 そうやって送ったら、A氏から「何で同じ封筒に入ってきているんだ。」と言われたわけですよ。

○佐藤納税課主幹 A氏が言われるのは、幾ら同住所の親族であろうが、今委員が言われたように、個人なので別々の封筒で送るものだろうという御指摘をいただいています。

○三木委員 極めて真つ当な御意見ですね。

○伊藤議長 問題はその後の対応で、個人情報を漏えいされたのはB氏ですけど、B氏には何らかの謝罪はしているんでしょうか。

○佐藤納税課主幹 A氏のところに伺った際に、B氏のほうに直接謝罪をしたい旨のお話をさせていただいたところ、理由は詳しく分からないのですが、A氏から「自分のほうから伝えておくから、これで納得した。」ということでの話で終了しています。

○三木委員 御本人の状態をよく知る御親族から「良いです。」という話だったので

控えたっていう感じですよ。

○伊藤議長 分かりました。ほかによろしいですか。

(発言する者なし)

○伊藤議長 では、事案No. 4 に関しての報告を終了したいと思います。ありがとうございました。

議題3 については、これで終了となります。

○三木委員 漏えい事案に関連して申し上げたいことがあります。今、マイナンバーのひも付け問題がありまして、身体障害者手帳の内部の情報管理の問題で障害者手帳の誤発行というのが起こってしまっていて、マイナンバーカードのICチップでも誤登録の問題でもなく、マイナンバーと障害者手帳の管理台帳の照合の誤りという問題で、これは窓口での問題というよりも、行政内部の情報管理の問題で誤発行が起こっている報道とかもあって、今、マイナンバー自体で市の情報を管理しているわけではなくて、複数の番号を該当する人がこの人ですって多面の情報を持って、それを照合させて情報連携していると思うので、今、総務省から御達しが出ていて、システム点検を行わせるような話になっていると思うんですが、くれぐれも住民基本台帳の適切化とかではなく、それ以外で市が管理している個人情報でマイナンバーとひも付くものの点検はされると思いますので、ぜひしっかりしていただきたいということで、これはお願いです。

○中山委員 お聞きしようと思っていたんですけど、住民票交付とか振込口座とかの間違いがたくさんあるという報道がされていますが、八千代市ではそういうことが起きているんでしょうか。

○伊藤議長 実は、その件は多田委員のほうから御質問いただいているもので、事務局から回答を準備してもらっているのでもお願いしてもよろしいですか。

○石川法務課主幹 先日、多田委員から御質問をいただいておりますので、この場にて回答させていただきます。

マイナンバー関連のトラブルが多く報道されているところですが、八千代市について事例はないかという御質問を多田委員からいただいておりますので、昨日確認したところ、昨日現在での事例はこれまでになかったということでした。

あと、住民票のコンビニ交付サービスというものがございまして、それにつきましては、今月3日から停止して、現在確認作業を行っているというところなんです。

それ以外の事例につきましても、マイナンバー関連については八千代市では事例はないということです。

○伊藤議長 よろしいですか。一応これで議題が全部終わったんですけど、委員の皆さまから何かありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○伊藤議長 それではこれで会議を閉会いたします。
お疲れ様でした。